

## 令和5年第4回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年11月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年11月7日（午前9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	11番	梅本哲
6番	水落龍彦	12番	野田成幸

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町 長	氷 室 健太郎	福 祉 課 長	才 所 潤 一
政 策 監	丸 山 信 夫	建 設 課 長	樋 口 信 吾
教 育 長	富 山 拓二郎	建 設 課 参 事 兼 国 県 道 対 策 室 長	園 田 和 広
企 画 課 長	井 上 新 五	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 下 誠 紀
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿 田 健	教 育 委 員 会 事 務 局 子 ど も 課 長	樋 口 尚 寿
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	中 島 久 見	教 育 委 員 会 事 務 局 子 ど も 課 参 事	船 津 涼
環 境 課 長	小 松 朋 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 課 長	萩 尾 勝 昭
住 民 課 長	前 田 武 博		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	丸 山 順 子	書 記	富 士 原 真 紀
書 記	山 下 亮 一		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問

---

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第4回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、報告1件、人事案件2件、契約の締結2件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、条例の廃止1件、指定管理者の指定1件、補正予算3件の計13件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（氷室健太郎）

皆さんおはようございます。本日は令和5年第4回広川町議会定例会の開会をお願いしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず御出席を賜

り、誠にありがとうございます。

7月10日の甚大な被害をもたらした記録的な大雨災害により被災された皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、全国各地の多くの方々から支援物資をお寄せいただいたり、ボランティア活動に御参加いただいたり、さらには、多くの義援金や寄付金をお寄せいただきましたことに、町民を代表して心から御礼を申し上げます。

町としましては、被災者の皆様の生活再建はもちろん、被災した道路、河川、橋梁などの復興工事の早期着手、完了に向けて、国や県に対する要望活動などをはじめ、町としてできることを全力で取り組んでまいります。

また、今回の災害を教訓に、行政区や自主防災組織の皆様、消防、警察などの関係機関の皆様との連携を深め、災害に強いまちづくりに邁進していきたいと考えております。

コロナ禍に続く物価高の中で大災害にも見舞われまして、家計も事業経営も厳しい状況が続いているのではないかと思います。町としても厳しい財政状況ではありますが、国や県の皆さんに御協力を求めながら、可能な限り、その支援に取り組んでまいります。引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、議案など13件を御提案申し上げます。議案の提案理由につきましては後ほど詳しく御説明いたしますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、1番山下茂君と7番丸山修二君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る11月1日、議会運営委員会に諮ったところ、11月7日から11月14日までの8日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は11月7日から11月14日までの8日間と決定いたしました。

### 日程第3 一般質問

#### ○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

2番丸山幸弘君の登壇を求めます。

## ○2番（丸山幸弘）

おはようございます。2番丸山幸弘でございます。通告のとおり、イベント行事等の開催による地域活性化について質問をいたします。

コロナ禍において、3年間、様々な行事が中止にされてまいりました。ようやく今年再開というときに7月の豪雨災害で中止になったというようなものもあります。こういった行事事というか、イベントは不要不急ではなくて、むしろ地域活性化やまちおこし、まちづくりについて重要な役割があると考えております。

今回の豪雨災害、水害においても消防団がすばらしい活躍、活動をされた。これは議会でも、議員の中でも共通した認識だろうと思えますけれども——されました。毎月夜警とか水揚げですね、ああいうことを毎回各分団の団員の方が集まってやったり、全団員訓練、操法大会、それから出初め式ですね。真冬に水をかぶるなんていうことは、普通はばかげたようなことに思えるかもしれませんが、ああいう行事、活動があつて、今回の水害の活躍につながっていると私は思っているところです。

町では、大小様々なイベントが実施されたり、補助されたりしているんですけど、これらのイベントにはそれぞれの目的があつてやっておられると思うんですが、今言いましたような地域活性化やまちおこしというような大きな観点から、費用対効果ですとか、イベントの実施の意義について町長はどのように考えておられるのか、費用対効果が低い、少ないイベントに対し、補助を見直すとか、そういう考えはあるのかをお伺いいたします。これは1点ですね。

それから、行政区のイベントについて、小規模な行政区において予算的にも人的にも非常に苦勞をされているというふうに聞いております。また、自主的なイベントをやろうという団体等においても、チラシを作ったりとか会場を借りたりとか、そういう僅かな経費ではありますけれども、そういう経費を自腹を切つてやっていると、または、そういう経費がないので、やりたくてもできないというような方々がおられると思います。このようなイベント、行政区とか小規模なイベントに対して、町が予算を支援して後押し、応援をすることでさらに地域の活性化が進むのではないかと考えております。

それで、こういうような小規模行政区や自主的なイベントの団体に支援を考えていただけないかということをお伺いします。

あとは自席にて行います。よろしく申し上げます。

## ○議長（野村泰也）

町長。

## ○町長（氷室健太郎）

丸山幸弘議員の御質問にお答え申し上げます。

町が関係して開催されているイベントや祭りは多数ありまして、それぞれに開催に至った経緯や趣旨、開催目的なども様々でございます。

主なものとして、広川まつり、かすり祭、古墳まつりがありますけれども、これらは共通

して町民の郷土愛やふるさと意識を深めるとともに、住民相互の交流による地域の活性化を目的として開催されております。このうち、かすり祭は町の特産品である久留米餅の需要拡大や産地の振興も目的にしており、古墳まつりにつきましては、文化の振興も目的に含めて開催しております。

御承知のとおり、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模縮小を余儀なくされており、広川まつりは今年度開催予定だったものの、7月10日に発生した記録的大雨により甚大な被害が生じたことで、祭りの準備等に従事すべき職員であっても、災害復旧や被災者支援を最優先として取り組むよう指示したために、やむなく中止とするようお願いしたところでございます。ただ、かすり祭につきましては、実行委員会で協議を重ねていただき、被災されたかすり工房への応援や地域の復旧・復興を後押しする意味も込めて、町職員に負担をかけないような御配慮もいただいて開催していただいております。

いずれにしましても、各祭りの企画や運営は観光協会や各種団体で構成する協議会、あるいは振興会にお願いしており、町は運営に係る費用について予算の範囲内で補助を行う形となっております。

その効果につきましては、目的もそれぞれに異なるので一概には言えませんが、いずれのイベントも一定のにぎわいを見せており、町内外の人との触れ合いや地域の特産品販売による地場産の振興、歴史文化の振興などに一定の成果はあっているものと考えております。今後も、御参加いただく方々にまた来年も参加したくなるような内容となるよう、反省や検討を重ねていく必要があると考えておりますが、検証する際には、費用面に限らず、イベントや祭り事業に対する住民ニーズの把握に努めながら、関係団体との協議も行った上で、さらなる充実につなげていきたいと考えております。

次に、行政区のイベント補助につきましては、本町では以前より地域コミュニティの活性化を目的とした地域コミュニティ推進事業に取り組んでおりますので、ぜひこの事業を活用していただいて、地域ごとに特色あるイベントを積極的に企画いただくなど、地域活性化につなげていただければと思います。

最後に、小規模な自主的イベントについてですが、町民提案型まちづくり事業補助金によって支援できないか検討しているところでございます。この補助事業は以前実施していたものの、開始から3年を経過した時点で一旦見直すということにしておりましたので、現在はその目的と効果等を精査しているところでございます。仮に、小規模な自主イベントが住民グループの創意工夫に基づき、住民相互の交流による地域の活性化などを目的としたものであるならば、この町民提案型まちづくり制度の趣旨と整合性が取れるものと思います。制度の再開に向けては、その規模や実施時期等も含めてさらなる検討を要しますけれども、地域活性化の一つの手段として、今後検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

2番丸山幸弘君。

○2番（丸山幸弘）

おおむね質問と答弁がかみ合ってしまったので、産業課長、私も非常に満足であるんですが、もう終わってしまうわけにはいけないので、もう少し掘り下げてみたいと思っております。

私が言うまでもなく、こういう行事事というのは人が活性化すると思うんですよね。それ

で、人が集まるということで非常に大きなパワーが生まれてくると、町の活力が上がってくるといふふうに思うんですが、これは周知の事実だと思います。これは商売でも一緒に、商売でも展示会とか、そういうイベント事が売上げをつくっていくといふふうに思っています。町で言えば、イベントによって人が活性化し、町が活性化していくといふようなことで、行事事はかなり中止になっているんですけど、行事事と言えるかどうかあれですけど、町でも月曜日に課長会議とかをやりますよね。ああいう会議も、会社も必ず会議というのをやるんですけど、会議をやめてしまったら会社は潰れるだろうと思うし、そういうものって非常に大事なんですね、そういうふうに思っています。それで、この行事事による人の活性化、地域の活性化というのが、昨今いろいろ行政区がなくなったりとか、そういう町の課題の解決の一助になるのではといふふうに考えております。

広川の3大祭り、最近は4大祭りですね。先ほど控室でもイチョウまつりと古墳まつりの話があったんですけど、お祭りがあるんですけど、さっき町長からかすり祭はかすり物産の振興とかそういうこと、古墳まつりは文化的なことといふような内容でお話がありました。私が広川まつりを担当していて、言うのも何ですけれども、ちょっと最近、広川まつりの目的とは何かないといふことでぴんとこないようなことがございまして、歴史を振り返ると、広川まつりは40年ぐらい前から行われているんですけど、38回を最後に止まっています。第1回目は商工会青年部が始めた産業祭りといふのが始まりなんですけど、最初はみこしでパレードがあったり、行政区の人たちが集まってパフォーマンスをやったり、非常に町民参加型の祭りであったといふふうに思っています。平成12年頃から私が担当するようになりまして、当時、一緒にやった係長さんがちらほらここに課長さんとしておられるし、富山教育長にあつては中学校の校長先生で、大変お世話になって、いろいろ御迷惑をおかけして、非常に感謝しておるんですけど、反省はしていませんけど、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

当時は来場者がとても少なく、それが課題だったんですよ。前夜祭なんか、お客さんは企画委員だけといふような状況で、前夜祭をやめてしまおうかなといふような状況がありまして、それでも何とかお客さんを集めたいなといふことで、いろいろ考えたりはしていました。

当時、高鍋具弥町長だったんですけど、もうやめようかなといふときに、何か広川町ならではのお祭りにしたいと、そういう祭りをつくり上げてほしいんだといふことをおっしゃっておいりましたので、広川町ならではといったら何やろうかなといふようなことを一生懸命考えておりましたが、やっぱり三瀨町といふとよさこいとばつと浮かんでくるし、上陽町にあつてはきんま選手権全国大会みたいな、あれで全国大会なんですけど、星野村は和太鼓フェスティバルとか城島酒蔵とか、何かぴんとくるやつがあるんですけど、広川町は何をやったらいいんだろうかといふ中で、当時、どこかの課長さんだったんじゃないですかね、栗原議員が課長さんか何かでおられたときに、ダンサーでISOPP（イソップ）という人がおるから、これを活用したらどげんかいといふような話でアドバイスをいただいて、彼を呼んでダンスコンテストなんていふことを始めたときにこれが当たってしまいまして、非常に集客するようになりました。それで、その後、前夜祭も何かないかなといふことで、ショー花火なんていふことをやって、非常に集客するようになって、聞くところによると、今は前夜祭のほうがお客さんが多いんじゃないかなといふふうに言われております。

自慢するんですが、音楽とレーザー花火で花火を上げるというのは、当時としては画期的で、今はあちこちでやっていますが、広川が先駆けであったというふうに思っております。その反面、町民の皆さんの参加がどんどん少なくなっていった。出店者においては、半数ぐらいは町外の事業者が出店してくるということで、何か地元で経済効果がなくなってきたんじゃないかなということもありますし、最近では、広川町ならではということもちょっと薄れてきたような気がします。これでよかったんだろうかなという反省もしているんですけど、ほかにも開催場所が学校という問題もありますし、結構集客して規模が大きくなった関係で、いろいろ費用も増してくると思いますし、祭り全体で6,000千円前後のお金を使うんですね、2日間で。そして、とりわけステージとテント、電気設備、音響設備、こういったものに2,000千円ぐらいの予算を使います。これだけのお金を使って2日間でステージを使っているのは12時間ぐらいです。これは少しもったいないかなという思いがしてまいりました。じゃ、これだけのお金を使うんだから、もっとしっかり狙いを決めて、効果が出るような、こういうことが目的というのがなければいけないと思うわけです。

最近、大谷翔平が750億円云々というニュースがありましたけど、あの大谷という選手が出てきた要因というのは、やっぱり甲子園、高校野球だと思います。あれは行事というよりもシステムとっていいほど、あの甲子園というものがあるからああいう選手がどんどん出てくると、そういうものがほかにもたくさんあると思います。

それで、子供たちにアンケートを取った結果があつて、これは元産業課にいた係長が今、生涯学習課か何かに行って、同じように産業課でも担当した祭りを生涯学習課でも担当しているという人なんですけど、産業課におるときはこんなことは分からなかったんですけど、生涯学習課に行って、子供たちのアンケートを聞いて、9割の子供たちが広川まつりを楽しみにしているというアンケート結果だそうです。これを聞いて、彼は非常にうれしかったということなんですけど、私もそうなんだというふうに思いました。これを聞いて、私は広川まつりをやめてもいいんじゃないかなと思っていたんですが、これはやっぱり続けられないんじゃないかなということで、続けるのであれば、もうちょっとしっかりとコンセプト、難しくいうとですね、そういうものがあつていいかなというふうに思うんです。

ここからは私の持論なんですけど、広川まつりで子供たちに本物のプロの演奏とかパフォーマンスを生で、ライブで、友達と横に座って見たり聴いたりして、そして感動して、私もああいうふうになりたいと。大谷翔平の話と一緒になんですけど、そういうような子供が夢を持つような祭りにすれば——あの音響の設備って、よその自治体の祭りの音響と全く違う本格的な物すごいスピーカーがついているんですね。だから、ああいうものを使ってお金を使うことについて納得できるかなと、これは私の思いですけども。

それで、町長は若い頃は広川じゃなかったから、広川まつりはいつから見られているかわかりませんが、若い町長になって、よそが祭りをやっているからうちもやらんといかんよというような考えではなくて、何か秘策を持っているのではないかなというふうに思っております。氷室町長に非常に期待するわけなんですけど、この広川まつりに対する町長の思いをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

では、お答えします。

先ほど丸山議員がおっしゃいましたとおり、最近取りました小・中学生向けのアンケート調査においても、広川まつりに対する思いというのは、確かに数字として上がっていたように思います。「広川町の誇れるもの」という項目の中の一つの「広川まつり」という項目を回答したと、丸をつけたという子供は半数以上いたという結果も出ております。つまり、丸山議員が事務局をされていた、そういった御尽力のおかげで、子供たちが日常では味わえない興奮を味わったという記憶が非常に印象に残っているのではないかなというふうに思います。祭りというのはそういった効果があると思いますし、そのことが地域への愛着やふるさとへの誇りにつながっているということであれば、私はそれは価値があるものというふうに思っていますので、秘策は全くありませんけれども、先ほど丸山議員が言われたように、子供たちにとって、将来にわたって広川町への愛着につながるような試みができればいいなと思いますし、そういったことのアイディアは私だけではなくて、広く住民の方々からお寄せいただいて、そして、毎年その目的、効果をみんなで見直しながら、翌年の祭りの質の改善につなげていければというふうに思うところでございます。

私の思いとしては、とにかく町民の皆様方が楽しめる、そして、子供たちの心に残るような、そういうイベントにしていければいいなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（野村泰也）

2番丸山幸弘君。

#### ○2番（丸山幸弘）

ありがとうございます。

次に、行政区のイベントの関係なんですけど、先ほどはコミュニティ推進事業でやっているよというような話をされました。ただ、小規模行政区については、かなり全体的にも運営が厳しいというのは推測できる場所なんです。それは、区費を見れば分かるんですけど、私のところは1,500円でしたけど、コロナ禍で行事が減ったものですから、今年限定で1千円にしますよと、1千円ぐらいなんです。川瀬も1千円だと思います。それで、清楽区は2,500円だそうです。こういうふうに区費がたくさん取られるわけですね、そういうところがあります。そして、こういった現状もありますので、行政区とか自主イベントを行う団体について、例えば、先ほどこれもおっしゃいましたけど、僕もまちおこし提案公募型補助金のようなものを思っていたんですけども、こういうものを考えるということでしたよね。公募を提案するときに、いろんな制約とかこういうことをやってくださいというのは多少あると思いますけど、こういうものがあればいいと思います。先ほども言いましたけれども、会場費とかチラシの作成がなくて実施できない、こういうケースで支援によって実施できれば、ますます地域活性化が進むというふうに思います。

それで、先ほどの水害の影響で広川まつりが中止になったというふうなことで理解しておりますけど、これは裏返せば広川まつりというお祭りが行政主体の祭りになっているということで、実際そうなんだろうと思うんですけど、商工会と農協とJAと役場ですからですね。商工会がこの時期、最近はいちヨウまつりもあるものですから、かすり祭、広川まつり、古墳まつり。観光協会といっても、観光協会の事務をやっているのは商工会なので、このお祭り4連チャンというのがありまして、非常に大変で、本来、事業者支援に向くべきところが



できなくなっているとは言いませんけど、ちょっと大変な時期にあると思うんですね。けれども、行政主体だからやらなければならないですね。先ほど申し上げた産業振興課の係長はやらなければならないというより、もうやりたくてたまらないというような意気込みを感じたところなんですけど、やっぱりやらなければならないというふうになってしまうんですね。それで、やりたくてたまらないという小規模なイベントをやっている人たちをつないで、こういった人たちを活用するというので、そういう行政主体の祭り、行政の負担を少なくするというようなことができるのではないかと。今、ほとんどが充て職で、1年やっても次の年にまた変わると。中にはずっと好きでやっている人というののもいるんですけど、そういうことで、こういう小規模なイベントを実施する団体に補助をする、していただく制度をつくっていただくということと、その人たちと連携して行政の負担を減らすような、町民の皆さんがみんなでやったほうが、それはいいですよ。要は、役場もチームでやっていると思いますけど、まちおこしも町民のチームでやるというような考え方に基づいてやってほしいと思うんですけど、その辺は課長いかがですか。どう思われますか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

丸山議員御指摘のとおり、広川町にあっては、9月から11月までに4つの祭りが集中している現状です。祭りにつきましては、各企画運営を行います協議会、また、振興会等がございますけれども、そちらにはほぼほぼ商工会なり観光協会のほうにメンバーとしてお願いをしるところです。開催時期にありましては、恐らくこれまでも議論にはなってきたと思うんですけども、例えば、かすり祭等であれば、織元さんと事業者の方の繁忙期を避けるとか、参加される運営サイドの方の仕事の関係上、時期を決めてあるところもあろうかと思っておりますけれども、今後、事務局として、祭り事が重なったことで、多忙により負担となりませんように、各祭りの振興会等に聞き取りをしまして、時期については検討を行っていきたいと思っております。

また、参加される方についてですけれども、地域でつくる祭り、町民が参加して一体となってつくる祭りとしましては、町民を募るということはいいことだと思っております。また、そこも含めて運営委員会のほうで御提案をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山幸弘君。

**○2番（丸山幸弘）**

開催時期を変えろと言っているのではなくて、そういうふうに行政主体になると、どうしてもやらないといけない、やらねばならないではなくて、やりたくてたまらないというような、そういうグループを、いろんなグループがありますから、そういう人たちを連携させて——難しいと思いますよ。いろいろ考え方があろうし、ぐちゃぐちゃになるかもしれないとかあるんですけど、そういうふうなことで連携をさせて、そういう人たちを活用して行政の負担が減っていけばいいのではないかと。そういうふうに申し上げたところです。

私もこれに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（野村泰也）

次に、11番梅本哲君の登壇を求めます。

○11番（梅本 哲）

産業課に関わる質問が続きますけれども、最初は農業対策について質問いたします。

センサスによりますと、我が国の農業人口というのは2020年で136万人、60年前からいきますと1,000万人、最近5年間でも45万人の減少を見ております。これは新規就農者よりも高齢でリタイアする農家のほうが多いからということでございますけど、その主な内容については、いつも指摘をされているように、基幹的農業従事者の高齢化、これが大きな問題でございます。高齢化の実態ですけど、平均年齢は67歳、そして、65歳以上が70%を超える状況ということで毎年進んでいるという状況にあるわけでございます。本町の場合も同じような状況にあるというふうに思っております。

人が減れば農地は荒れてきますし、必然的に農業の衰退につながってくるという流れになると思います。また、農産物の生産というのは原則年1回ということでございますので、これを繰り返しやるというそのサイクルについては、1年間待たなければならないという状況であります。熟練農家の技術が伝承されない、そういう状況のままで消えていく危険性も指摘されておるところであります。

国は、食料・農業・農村基本計画を毎年のように見直しております。そして、新しい施策を打ち出し続けておるわけでございますが、命と暮らしの根幹に関わる農業については本町でも主要な産業でありますし、重要な課題を持つておるというふうに思っております。今できることは何か、しっかり現況を見極めまして対処する必要があると思っております。

そこで、2項目質問をさせていただきます。

まず1点は、ブランド農産物産地の維持・振興プランについてでございます。

国道3号バイパスと県道三潞上陽線バイパスの延長工事で、基盤整備地区の一等農地が相当面積潰れる計画となっております。大半がイチゴや花のブランド農産物が生産されておる土地であります。産地基盤の縮小が想定される状況であります。そこで、ブランド産地の維持・振興プランへの影響というものはどういうふうに考えておられるか、お伺いをいたします。

2点目ではありますが、地域農業の取組についてでございます。

農政改革の一部見直しの中で、兼業農家や小規模・高齢農家を担い手に含めて、地域農業の維持、発展を進める施策が打ち出されておるわけでありまして。そして、誰でも農地を取得できるような、そういう環境をつくるために、本年度から下限面積要件が廃止をされました。狙いは就農への門戸開放で、農業従事者を増やして農業、農村をしっかりと守っていく、そういう考えを進めるためだというふうに思っておりますが、本町の農地法改正に伴う対処方針、小規模・高齢農家等の支援についてお伺いをいたします。

3点目は普通河川の水害対策についてでございます。

7月10日の水害は記憶に新しいわけでございますが、越水箇所はいつも同じ、護岸の低さ、土砂の堆積、あるいは急な湾曲や井堰、こういうのが障害になっておるということでございまして、防災への不安というのが続いているのは確かでございます。

区役員会議で普通河川ごとに危険箇所マップが作れないか、その情報を町、消防、地域防

災関係者で共有してはどうかと、そうした意見が出ています。広川町の普通河川というのは非常に浅い川が多いと。浅いというか、距離が短いという意味でございますが、そういう普通河川が多くて、通常は水は少ないんですけど、一旦大雨が降ったらどっと来るといような性格を持っておるわけでございます。その普通河川の水防強化、これと防災マップ作成の是非についてはどうお考えか、お伺いをいたします。

あとは質問席にてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

梅本議員の御質問にお答えをいたします。

一般国道3号広川八女バイパス並びに県道三潴上陽線バイパス整備に伴う圃場整備地内の優良農地の減少、ブランド農産物の生産地の維持、振興についての御質問ですけれども、両路線ともに令和5年度に国と県において新規事業化され、本年度は地形の測量が実施されるものと聞いております。計画の対象地域に含まれる圃場整備地区ですけれども、国道3号バイパスが広川東部第二地区と引井谷地区、県道三潴上陽バイパスが一條地区となっております。

議員御指摘のとおり、これらの道路新設に伴い、当該圃場整備地内において道路用地に御協力をいただく農地が生じますので、営農面積が減少することはどうしても避けられないところでございます。影響する農作物は、米、イチゴ、桃、ブドウに菊やユリ、ガーベラの花弁など、いずれも当町を代表する農作物でございます。

町としては、道路建設に御協力いただく農家の営農継続のために、契約の時期やビニールハウス等、施設の移転期間などについて、関係者の皆様の意見に十分に耳を傾け、農業者に寄り添う形で事業の進捗を図るよう要望するなど、国や県と緊密な連携を取りながら、取り組んでまいりたいと考えております。また、移転を希望される方への農地の斡旋やハウス等の施設の移転に伴う補助事業など、生産基盤や生産力の維持のために町としてできることをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域農業の取組についてお答えをいたします。

令和5年4月1日から施行されました農地法の一部改正によりまして、農地の取得に関する下限面積要件が撤廃されました。これは農業従事者の減少や高齢化が加速する中で、遊休農地の解消や効率的な農業の発展、多様な人材に農業に従事いただくための施策の一つとして実施されたものと認識をしております。町としても、新たな農業者の参入により、耕作放棄地の減少や農業の活性化につながることを期待しております。

また、国が掲げる持続可能な農業の実現には、生産基盤の改善と生産力の強化やブランド力の向上による販売力の強化などの取組が必要となりますが、最も重要な労働力の確保については福岡県やJAとも協力し、農業後継者や新規就農者など、担い手の確保及び育成に取り組んでいるところでございます。

小規模農家や高齢農家が抱える課題は営農面積や栽培作物の種類、保有する設備や機械、労働力など様々であると認識をしております。現在、補助事業等のハード面の支援はございませんが、今後は省力化可能な農作物の導入や直売所等の販路確保など、関係機関とも協力して適切な支援策を検討してまいります。

最後に、令和5年7月10日に発生した大雨では、普通河川の許容量を超える雨量となったことで、小椎尾川や東福寺川、尾山谷川など、多くの河川で護岸の破損や溢水が生じ、周辺の道路や住宅等への浸水被害が発生しております。

広川町では、校区ごとに洪水・土砂災害ハザードマップを作成して、全戸配布を行い、洪水浸水想定区域や土砂災害危険箇所を周知してまいりましたが、普通河川からの浸水域につきましては明示しておりませんでしたので、今回の大雨時の避難経路等を検証した上で、県営河川と普通河川の両河川からの浸水情報を可視化し、今後周知する取組を進めてまいりたいと考えております。

そのために、現在、各地域における自主防災組織との意見交換会の開催を進めております。この意見交換会を通じて、普通河川からの溢水や内水氾濫の箇所を聞き取るとともに、各消防団の協力で得られた情報も加味した上で、再度、避難する際の危険箇所を把握できるマップを作成し、地域防災の関係者とも共有する取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

最初に、ブランド農産物の維持、振興プランについての内容で、少しばかり詳細な内容について質問をさせていただきます。

今年事業化がはっきりして、そして、測量開始が末から来年度にかけて行われるという状況になっているようでございますが、その潰れる農地、それからハウスの面積、これはどれくらいあるか把握はされておりましたでしょうか。おおむね分かれば、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

また、これについては農家の意欲が一つ大きな問題だとは思いますが、やっぱり生産をする流れを切ってはいけない、経営が中断してはいけない、そしてまた、生産力が大幅にこの工事によって下がるという状況をつくってはならないというふうに思うんです。したがって、ハウス移転——ハウス関係については必ず移転せないけませんけれども、ハウス移転の支援計画、どういう点に配慮して進められる考えか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

建設課参事。

**○建設課参事（園田和広）**

まず、潰れる農地やハウス面積の件についての御質問ですが、今現在、国、県においてまだ測量設計等が行えておりませんので、御相談させていただく農地の面積やハウスの面積についてまだ把握はできておりません。ただ、三瀬上陽バイパスについては、片側1車線の2車線なので、全幅が11メートル、国道3号については両歩道の片側1車線道路で全幅が15メートルということでお聞きしております。

次に、ハウス等の移転の関係についての御質問ですが、一応国、県の事業については、移転補償という形で、ハウスのほうは移転補償費用を支払うような形で、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、補償の対象となっております。町も地元との調整役として国、県の事業の用地交渉に加わって、営農面積を確保するために、代替地を希望される方について

は三者契約等を活用して、できる限り農業者の希望に添えるような形で協力してまいりたいと思っております。

うちのほうとしては以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

今御答弁いただいたように、それぞれにいろいろな約束事項というか、規則がありますので、それを逸脱として対応するということはできるわけではないんですけども、できるだけ、とにかく先ほど言ったように、経営に穴が開かないように、スムーズに事が進むように配慮いただきたいというふうに思っております。

そして、1つだけお願いをしておきますが、団地をつくって移転される場所の問題ですけど、これについてはやっぱり広川町も水害が多いという地域でもありますので、産地づくりには災害を受けないところ、そういうところを極力選定していただいて、進めていただきたいと思います。特に、施設園芸というのは、水路、農道、あるいは電気関係、全ていろんな施設が入ってきます。したがって、これを効率的に、そして経費を安くして進めていくというふうになると、どうしてもやっぱり一個一個のいわゆる施設で対応するよりも、集団で団地化するというのも一つの方策ではないかというふうに思うので、そこら付近は農家の意向と違う点が出てくるかもしれませんが、その点はしっかり話し合いの中で、できるだけいい方向に導いていただくようお願いしておきたいと思っております。

もう一点ちょっとお伺いしますが、それぞれ3号のバイパス計画、そして三潴上陽線のバイパス計画、町長から令和5年に事業化が明らかになりましたという話があったのですが、これからの日程ですね、どういうふうな工期を示されているか、どういった情報が入っているか、まだはつきりしませんというところもあるかも分かりませんが、おおむね分かっておれば御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

建設課参事。

**○建設課参事（園田和広）**

一般国道3号広川八女バイパスについては、工期日程は示されておりません。ただ、総延長が11.4キロとかなり延長がございますので、用地交渉等で時間を要することが想定されております。

また、三潴上陽線バイパスにつきましては、県のほうからはおおむね10年、令和14年度の完成を目標に進めたいというような話をお伺いしております。こちらについては、主要地方道の久留米筑後線から国道209号線まで約1.2キロの延長でございます。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

工事のほうはできるだけ公共の福祉という立場もありますので、利便さを望んでおられる住民の方も多いわけですから、スムーズに実現できるように進めていただきたいんですが、農家のほうの対応については、しっかり農家に寄り添って進めていただきたいというふうに

考えております。

今後も農地の開発行為というのは続くというふうに思われます。ただ、こうしたブランド産地に非常に影響が出てくるというふうな場合は、できるだけ早め早めの対応をやっていただくということが大事なというふうに思います。特に、施設園芸農家あたりの話を聞いていると、土を作るのに3年はかかるよというお話なんですね。だから、今まで一生懸命ハウスの土作りをやって、生産力を上げて、いい品種のものを作ってきたと。移転によって圃場はできたけれども、なかなか土作りがうまくいなくてというふうな話も随分あるようです。だから、そこら付近は本当に大変でしょうけど、しっかり農家と手を携えて対応していただきたいということで強くお願いをしておきたいと思います。

次に、地域農業の取組でございますが、この地域農業関係の推進としては、いろいろ食料・農業・農村基本法というのをベースにしながら、毎年計画が見直されているというふうな状況なんですけど、最近是非常に難しい問題ばかりで、人は減る、農地は減るということで、全国的に農業の危機だと、あるいは自給力が物すごく減っている、30%を切るような状況になっている、それから食料安保を含む視点からいっても大変だという考え方が非常に強く出るようになっております。そういう背景をもって、やっぱりこれは農家だけでは農業、農村は守れない、だから、地域の人全体でやっぱり農業、農村を守っていく仕組みづくりをせないかんということになっていると思うんですね。ですから、そういう面で、いわゆる地方創生の一環でその政策を捉えて進めていただきたい。市町村のところに期待が非常に大きくなっているというふうに考えるわけですね。したがって、しっかり市町村はその期待に応えていくということを前提にして、二、三質問をさせていただきます。

こうした、いわゆる誰でもこの土地は取得できるという仕組みにはなりましたが、簡単に認可をするわけにはいかんということは当然であります。したがって、簡単に認可するとは思いませんが、本町でどういう方ならば認可をする、どういう条件であれば認可をするというのは一つ考え方の基本にあると思うんですが、これについてちょっと御紹介いただけませんかでしょうか。

それと、この事務を進めるのは恐らく農業委員会であろうと思うんですが、農業委員会の役割、これについてはどういうふうな考え方で臨んであるのか、その点を含めてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

これまで農地の取得にあっては4,000平米の下限面積がありましたけど、今回の改正によりまして、基本的には耕作の意思、農業に対する意欲があれば誰でも取得できる仕組みとなりました。ただ、取得するには農地法の申請がございますけれども、こちらについては営農計画の提出、また、地域にいらっしゃいます農地最適化推進委員さんから営農、農地の保全に対する聞き取り等がございますので、農業委員会にて審査、審議をし、問題がない場合、許可を出す仕組みとなっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

そのときにいろいろ条件はあると思うんですけど、背景もあると思いますが、人物の評価と、それからもう一つは、その人の営農に対する姿勢、要するに経営プラン、土地を持つだけじゃ何にもならんわけですからね、それを安定的に管理しなきゃいかん。そういう約束ができないような人にはやっぱり許可すべきやないと私は思うんです。ですから、そこら付近について何か町の考え方はございますか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

農地を取得される方にあつては、兼業農家を目的とされる方、また、非常に小さな家庭菜園をされる方、様々な方がいらっしゃいます。その中で、営農プランという明確な定めは定めておりません。ただ、先ほど申しましたように、地域の推進委員さん、農業委員さんのほうが聞き取りを行って判断をされてあります。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

そこら付近はやっぱりしっかり聞いて、そして、判断をしてもらうようにお願いをしたいと思います。

私がもう一つ心配しているのは、各地の状況を見ると、この法律の改正を悪用する人がいるんじゃないかと。いわゆる面積が小さいんだけど、今、課長が言うように純粋に有機農法をやってみようとか、あるいは自給自足でやってみようとか、そういう自分のためにしっかり農地を管理しようという姿勢でやっていただく方はそれなりに評価できるというふうに思うんですが、将来を見越して投機的な考えで、いわゆる農地転用のトンネルにするような、そういう方も中にはおられるというふうに思うんですが、もし仮に認可をして、そういう状況で違反的な行為が見つかった場合、何か罰則規定、あるいは対処する方針というのはございますか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

農地の取得、3条申請にあつては、あくまでも農地として営農する、取得するというような条件で審議を行います。議員御指摘のとおり、将来的に転用を見込んだ農地取得というのはその3条申請の時点では全く考えておりませんし、現時点でそれを罰するというような規則はございません。ただ、5条申請の際に、何年前に取得されて、どのような経緯で今回、転用の申請に至ったかというのは農業委員会のほうで十分審議をしますので、そちらで判断されるべきと考えております。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

ということは、5条申請のときにしっかりチェック機能を果たすということで受け取って

ようございますか。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

4条、5条申請の転用の際に審議することになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

先ほど営農プランというか、栽培プランというのは、一応そういう条件は出しておりませんというふうなお話でございますが、やっぱり3条申請のときにその付近はもうちょっと、聞き取りだけではなくて、その裏づけになるようなもの、そういうものを私たちはほしいなという気がするんですよ。だから、どういうものをどういう趣旨で作るかということですね。

それから、もう一つ考えられるのは、どれくらいの栽培技術を持っておられるのかというのも一つポイントになるので、その付近はそういう栽培プラン、あるいは営農プランというものを若干深めに聞いて、そして、その決意を促すような形で、農地を持つ人の条件というのはこういう考え方を持ってもらわないと困りますよということをしかり植え付けて進めていただければというふうに思います。

それからもう一点、こうした営農支援、営農をするということで取得をされた農家については、その後、野放しでやっていただくというふうな状況になるのか、あるいは、指導期間が要している指導するような、そういう支援体制をつくってやるのか。そしてまた、実際に栽培をする場合は、いわゆる農機具あたりが十分要るんですよね。今は手で何でもやるという時代ではないから、農機具は必ず要ります。農薬散布も要ります。ですから、そこら付近の指導は、あるいは支援というのは、何らかをやったりやっていかないと、そういう兼業農家、あるいは小規模農家はなかなか育たないというか、しっかり根を張ってくれないんじゃないかという気持ちはあるんですよ。その点、国のほうは何かそういう具体的な支援策を示しておりますか。なければ、町のほうでできることはどういうことをやりたいという考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

現在、小規模または高齢農家を対象としたハード面の補助というのは把握をしておりません。現在、国が進めます地域農業の将来の在り方を検討します人・農地プラン、こちらについては、地域の農地を残すために10年後、将来の耕作を誰が担うかを決めて、農地の集積なり集約化を進める計画を進めております。ただ、これにつきましては、農業の法人化とか担い手の大規模化というような、そちらの方向で進めてありますけれども、当町のような中山間地の小規模な農地の集積にはやや困難が予測をされるところです。

先ほど町長の答弁でも申しましたように、直接の補助制度はございませんけれども、今後、集落営農組織の検討や、営農寿命の延長につながります省力化でできる作物の導入や、栽培指導、共同出荷や直売所等の販路の開拓、こういったものを普及センターやJAさんと協力



をして、情報提供を行い、小規模農家、高齢農家の支援を図り、地域農業の維持発展に取り組んでいく考えでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

それはぜひひとつ前向きで取り組んでいただきたいと思います。そうしないと、こういう農家は確かに地盤が非常に弱いですから、そういう点の指導なり支援なりというのは、こういった公共団体がやってやれば非常に心強いというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。特に、栽培指導なり、それから販路指導等については、私はこの制度を利用して——3号バイパスに来るべき道の駅ができますので、そういう生産団体、いわゆる販売団体の育成にも十分役に立ってくる、そういうふうに思いますから、そこら付近は一つ念頭に置いて指導をお願いしたいと思っております。

それで、最後に私がこの点で言いたいのは、将来を見通しての話なんですけど、大体人・農地プランというのが基本になるということは重々承知をしておりますが、その中で、いわゆる地権者イコール耕作者という考え方が昔からずっと一貫した流れであった。ただ、途中から増進法ができて、耕作者の権利が強くなっていくという状況が出ておるんですけども、私は、地権者は先祖の土地だからといって、簡単に手放すというのはなかなか難しい気がしております。ですから、そういうところについては、耕作者の流れをとにかく途切れないように進めていただく、これが非常に大事ではないかと。そういった意味では集落営農もやっぱり大事です。だから、そこら付近は毎年の行政推進のその反省じゃないけれども、検討会があると思いますので、予算づけ等の流れの中でもいろいろ検討の機会がありますから、そういう点をしっかり見据えながら進めていただくことをお願いしておきます。

やっぱり最初に申しましたように、地域農業戦略というのは、地方農政の一環で非常に重要な部分になってきたわけでございますので、そのハンドドルは町が握っているというふうな自覚をしっかりと持って進めていただきたいと思います。お願いしておきたいと思っております。

それでは、3点目の普通河川の水害対策についてでございますが、町長のほうの答弁については、これは現在、検証を可視化しながら、そして地域ごとに意見交換会を進めながらやっておると。そして、やっぱりそれぞれに防災マップを活用できるような体制にしたいということでお伺いして安心をいたしましたけど、危険箇所調査については既に進められておるように聞いておるんですが、この普通河川全て、大体終わっているのか、それとも、町だけでやっておられて、消防団、あるいは行政区の役員さんとの連携はまだ不十分だというふうな状況にあるのか、そこら付近をちょっと御説明いただけませんか。

**○議長（野村泰也）**

企画課長。

**○企画課長（井上新五）**

現在、町のほうで行っております地域の自主防災組織との協議なんですけど、ベースとなるのは、地元の消防団のほうから普通河川からの溢水箇所、そういったものを把握していただいたもの、また、行政区から提出していただいたものをベースに自主防災組織との協議を行っているという形となります。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

それでは、行政区との連携は十分に進められておるということで理解をしておきたいと思  
います。

ほかにもう一点だけ聞きたいんですが、河川の近くの人たちは、土砂しゅんせつ工事を、  
ちょっと何か河川敷を少しばかりあげてもらうととてもよかばってんというような話が随分  
あるんですが、これについてはなかなか難しいということはお聞きしています。ただ、各行  
政区に配布をしてあります土のうを活用して自分で勝手に積み上げていいのかなという心配  
もあられる方もおられるようなんですが、これについてはどう判断したらよろしいんでしょ  
うか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

河川敷にそうした土のうを設置するということになれば、河川管理者の了解が必要となり  
ます。基本的には、対岸との高さの関係等がございますので、なかなか河川敷地内で設置  
するということは困難かと思っております。ただ、自衛のために自分の敷地内で土のうを  
設置するということについては問題ございませんので、そちらのほうでお考えいただいたら  
思っております。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

よく分かりました。

それでは、町長答弁のように、防災マップ作りをきちんと早めに進めていただくとい  
うことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番江藤美代子君の登壇を求めます。

○5番（江藤美代子）

通告に従いまして、2点質問いたします。よろしく願いいたします。

まず1点目、7月の水害の状況とその対策についてお尋ねをいたします。

9月議会の折に、まだ水害状況を全てが把握できていないという御答弁をいただいていた  
と思います。現在、水害状況について全て把握できましたでしょうか。また、どのような状  
況でしょうか。

次に、この水害の復旧、全力で取り組んでいただいておりますが、どの程度、どこまで進み

ましたでしょうか。それから、今後の水害防止、災害防止のための最善の対策はどうすることだとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2点目、基本的な政策方針と財政計画についてお尋ねいたします。

本年度の町の最大の事業は、7月の水害によって災害復旧が何よりも優先されることとなりました。早く復旧が進んで、少しでも平常の町の状態に戻っていくことを強く願っております。

このような状況の中、氷室町長にとりましては初めての年間を通しての新年度予算編成の時期に入ってまいりました。財政の問題として、財政の弾力性を見る数値として経常収支比率が使われます。一般的に75%以下が望ましいとされていますけれども、なかなかそのようにはいかないのが現状で、広川町の経常収支比率の推移を見ますと、平成8年頃までは70%台がありますけれども、その後は80%から90%台になっています。昨年度の決算では89.8%となっております。町長としては、来年度の予算編成について、義務的な経費を除いた財源としてどのような見積りを立てておられるのか、事業としては何を最優先に取り組みられるお考えでしょうか。立候補の折の公約実現に向け、どのように取り組まれるおつもりなのか、お尋ねいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

江藤議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年7月10日に発生をした大雨による被害状況につきましては、浸水などによる住家被害は、全壊4棟、半壊108件、床上浸水39件、床下浸水114件が現在までに認定をされております。

被害を受けた公共土木施設の復旧状況につきましては、国庫災害復旧の道路災害16か所、河川災害6か所、橋梁災害3か所の計25か所で、現在は災害査定を受けているところであり、11月下旬頃までには復旧内容の審査が完了する予定となっております。その後、設計積算を行い、工事発注を行う予定でございます。そのほか、町単独災害も財務省の審査を受け、設計が完了したのから随時工事発注を行う予定でございます。

今回の災害につきましては、被害を受けた箇所数も規模も大きいことから、全ての工事が完了するのは令和7年度を予定しております。

次に、農林業関係の復旧状況については、国庫災害復旧による農業用施設は水路1地区、農道1路線、農地災害が2か所であり、11月中旬に災害査定を受けましてから令和6年度までの工事予定となっております。林道の国庫災害復旧は5路線で、10月に査定を受けまして、こちらも令和6年度までの工事予定となっております。

町単独災害復旧費の小規模農地災害復旧事業補助は10月末で7件の申請がありましたが、お米の収穫が終わりましたので、これから申請が増える見込みとなっております。

今回の災害は、線状降水帯が発生したことで、これまでに経験したことがない降雨量となりました。広川、長延川からの溢水や水路からの内水氾濫によりまして家屋が流出したほか、多くの地域で住宅等の浸水被害が発生をしております。町としてもこの事態を重く受け止め、広川や長延川の河川管理者である福岡県八女県土整備事務所に対して浸水被害対策を早急に

進めていただくよう要望しておるところでございます。福岡県からは浸水対策事業を行っていく旨の回答をいただいておりますが、現在は河川からの溢水状況について検証を進めているところとの報告を受けておりまして、年度末までには県営河川からの浸水対策を取りまとめる計画であると聞いております。

次に、次年度の予算編成の基本方針についてお答えをいたします。

これから年末年始にかけて、私が町長に就任して初めての1年間を通した予算編成を行ってまいります。総括的な方針として、将来にわたり持続可能な財政構造の構築や総合計画などに掲げる目標達成に向けた予算編成を行いつつ、議会や監査委員から御指摘を受けた事項等を十分に考慮した予算を職員一丸となって編成するとの方針を示す予定でございます。

町の予算編成につきましては、まずは国が作成する地方財政計画を参考に、地方交付税などの主要な歳入予算を見積もります。この地方財政計画の公表は毎年12月下旬でございますので、その動向に注視しながら予算編成を進めてまいります。

個別の施策につきましても、今後、具体的な検討を重ねていくこととなりますが、優先順位としましては、まずは本年7月の大雨災害からの復興を第一に考えつつ、公約に掲げました子育て支援、高齢者支援、人材育成をはじめとする施策の実現可能性を検討してまいります。

次に、今後の財政についてお答えいたします。

平成27年にはあと5人で2万人に届きそうであった住民基本台帳の人口が、直近の10月1日現在の人口で1万9,297人となるなど、人口減少や少子高齢化の影響を踏まえますと、今後の財政状況に対する見込みは非常に厳しいと言わざるを得ないと思っております。

実質公債費比率や将来負担比率をはじめとする財政健全化比率は早期健全化基準を下回っているところがございますけれども、下広川小学校、役場庁舎の改築などにおいて多額の起債事業を行ってきておりますので、一般会計の地方債残高は一時期70億円を切っていたものが約88億円と大きく上昇をしております。さらには、7月の災害復旧事業についても相当額の起債が必要であり、さらに残高が膨らみます。

町の貯金である基金につきましては、財政調整基金は年度間調整や不測の事態に備えるために現在の残高を維持しつつ、特定目的の基金については、公共施設の長寿命化をはじめとする大規模事業に備えるため、さらなる積み増しが必要と考えております。

いずれにしましても、将来にわたって持続可能な行財政構造を築くために、効率的かつ効果的な予算編成並びに財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

ありがとうございました。

まず、水害対策についてですけれども、被害の状況は全て把握できて、査定とかを受けながら、今後、復旧については順調に進めていくという御答弁でした。よろしく願いいたします。

何が水害防止、災害防止のための最善の対策かというので、やはり広川とか長延川の流域治水管理というのを町長も挙げられました。私どもが行いましたアンケートでも、水害防止

対策としての要望として河川の改修が一番多くなっています。私も7月の水害の折には町民の方の要望をお聞きしてまいりました。その要望も町長に届けておりますし、県のほうにも現状を訴えて、要望を伝えてきました。日本共産党の国会議員も現地視察に入りまして、被害に遭われた方の要望を直接聞いて、国にも対策を求めています。

広川、長延川の県営河川について県のほうに要望を上げているということですが、年度末に計画が出るという御答弁だったと思うんですけど、町として県に具体的にどのような要望を上げているかというのが分かれば御答弁いただきたい。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

河川の一番の要望点につきましては、やっぱり河川改修だと思っております。ただ、どうしてもこの河川改修の実施に当たっては下流域からやる必要があります、さらには長期の時間を要するという部分があります。さらに、一番被害が大きかった鬼ノ淵地区、そういった部分等の対応がかなり困難になるんじゃないかというようなことは想定されております。そのために、そういった部分に対して何らかの対策ができないのか、住宅の浸水被害が非常に広がっておりますので、そこの総合的な対応を何とかお願いしたいという旨の要望を行っております。

県のほうからは浸水対策、床上浸水ゼロ対策に向けて対応を進めるというような話を伺っておりますので、ここについては今検証中ということでございますので、年度末には何らかの形でその計画が出されるものだと思っております。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

河川整備は下流からというのはずっと県のほうも、当然、理屈というか、状況からいってもそういうふうになるのかもしれないけれども、広川で見ますと21キロぐらいでしょうかね。そのうち6.2キロ、6キロぐらいが完了しているというふうな国交省の答弁がありまして、でも、実際に被害が起きたのは、その上流の部分で被害が起きているわけですよ。ですから、下流からやりますよという今までの計画では今回のような被害は防げないということなんだと思うんですよ。それで、課長も言われたように、総合的な対策、県のほうも床上浸水ゼロの対策をというふうな方針が出ているようですけども、年度末までには計画が出るということですので、また出た折にお伺いしたいと思います。

あと、災害発生 of 7月の折に国のほうからも現地視察があったのではないかと思いますけど、国のほうからどんな対応でどんな支援を行うとか、そういうふうな御提案というか、お返事とかあっていませんか。どんなですか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

国のほうにおきましては、九州地方整備局並びに九州農政局、そちらのほうに要望をやっているわけですけども、当然、直接的な支援は、災害の場合はどうしても施設管理者、そちらのほうが行っていくことになりますので、そこは災害復旧の対応で進められるものだと

思っております。

事業に対しては、先ほど県のほうが話を出しておいた床上浸水ゼロ対策、これにつきましては国庫補助事業の対応を県としても考えております。当然、県だけの予算では対応できないほどの大規模な予算になってくると思われますので、そういった財政支援の部分についてが国のほうで対応されてくるものだと思っております。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

国会の話では、技術的支援、財政的な支援を行うというふうに国交省のほうも答弁がされているようですので、さっき言われたようなことを着実に進めていただきたいなと思います。私も県土整備事務所に伺いますと、必ず財政的な理由を言われるんですよ。それは当然かもしれませんが、今度のアンケートの中にも、町としては大変と、だから、絶対国の支援を求めろという意見がありました。ぜひそこら辺の要望を強めていっていただきたいなというふうに思います。

これは計画を待つしかないということなのかもしれませんが、やっぱり流域治水には、まず流すための対策というのが一番かなと思っています。護岸の整備とか、土砂がすぐたまっていきますので、そのしゅんせつですね。あと、護岸のかさ上げ、大きな木が川に横たわっていたり、すごい丈の高い雑草なども生えていますよね。そういうふうなところの対策についても床上浸水ゼロ対策の中にももちろん含まれるのかなと思いますけれども、町民の方の要望はしゅんせつ、護岸の整備、かさ上げですけれども、そこら辺についても具体的に要望を上げてありますか。

あと、用水路の内水氾濫に対して、フラット弁をつけるとか排水ポンプとかをしたらどうかというか、してほしいという要望があります。例えば、吉田の辺に遊水池のようなのを造っていますけど、流すので足りないときにはためる対策というのも求められるかなと思いますけれども、この具体的な要望についてはどのようにお考えですか。どのように要望を上げてありますか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

内容をこちらから具体的に示したところはないんですけれども、しゅんせつに関しては早急な対応をお願いしたいということでも話しておりまして、既に県のほうからは、今回の水害を受けて今まで以上に緊急に対策を取っていくという話を受けております。そのために、その箇所を大至急挙げてくれというような話もありましたので、こちらのほうからは、区のほうとかの調査を行って、早急にこれについては挙げて、しゅんせつをお願いしようと思っております。

それから、具体的な対策ですけれども、先ほど江藤議員がおっしゃったとおり、フラップゲートであったり排水ポンプ、そういった考え方はありますけれども、これについては県がどういったふうな形で今回の浸水が起こったのかの検証を進めていますので、そこに合わせてどういった対応が必要になってくるかというのが出てくるものだと思っております。例えば、広川町の場合は井堰が非常に多くて、そこからの溢水というのも非常に多く発生してお

ります。県のほうもそこを重く受け止めて、本来、井堰管理者が実施すべき改修に当たるんですけれども、これに当たっても県のほうで対応できないかを今検討を進められております。浸水ゼロ対策の中でこの改修も進めていこうという考えを示されておりますので、具体的な内容についてはまたその計画が出たらお示ししたいと思っております。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

町民の方の声は、何年も護岸のかさ上げ、しゅんせつを要望しているけど、一向に改善されない、自分で河川に生えている雑草とかを刈ったり、土手が崩れれば土を盛土して対策をしているけれども、被害がなければ何もしないのか、家が壊れるまで何もしないのか。それから、家を新築して引っ越してきたけれども、3回も水害に遭ったと。家の周りのものは流されて、前は車も廃車になっている。命を守る、財産を守る、暮らしを守るための河川改修は本当に急務だと切実な声が上がっています。町も県営の河川とかになると自分のところであるわけにはいかないの、なかなか難しいと思いますけれども、住民の方は、自分では本当にどうしようもない、自分ができることは本当に限られている。国や県への要望をぜひ強く届け続けていただきたいなと思います。

あと、中には水害が何度も来るので引っ越したいとか、ある方は、そんな水害になるようなところに何で家を建てたのかと言われたとか、引っ越したらどうかと勧められたとかいう方がいます。実際、アパートなどでは引っ越された方もあると思うんですけど、長年住んでいる家で引っ越しというのは、いろんな事情を考えるとなかなか簡単なことではありません。しかし、今後、家を建てる方には今回の水害の情報とかを提示するとか、今回は本当に広い範囲でしたけど、いつも決まって浸水するところとかありますよね。そういうところに対しては地上げとか、そういうふうな対策の提示とかをすべきではないのかなと、とどめるという対策ですね。

あと、先ほど梅本議員も言われましたけど、農地を宅地化するという転用が進んでいますよね。その折にも、その地域の水害の状況というか、どんなふうに水が流れているのかというのがなかなか難しいようにも思うんですけども、水害の状況を地域の方はよく知ってあると思いますので、そういうふうなことも提示するとか、農業委員会での審議の折にもそこら辺も考慮していくとかいうふうなことも必要なのではないかなと思います。今後の対策として、この点についてはどのようにお考えですか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

農地転用が伴います宅地化の件についてお答えいたします。

現在、アパート等の大規模開発の際に、そこに降った雨がどのように流れるかというのが議論になることがございます。農地法としましては、そこに対する議論といいますか、検討する項目はございません。ただ、地域の声として、ここら辺は大雨の際には床下浸水の可能性があるよとか、これ以上宅地が増えたことによって水路の通水断面を越えるような流量になる可能性があるよというのは、地元の区長さんなり、水利委員さん、地元の方から開発の事業者等には説明があつておるところでございます。

開発の面積が3,000平米を超える分については県の開発指導要綱が入りますので、通水断面の検討が必要になってきますけれども、3,000平米未満の場合がそういった規制がないというのが事実ですので、農業委員会としましてもあくまでもお願いベースで、事業者のほうには、こういった意見がございますので何か考慮をお願いしますというようなところでとどまっている現状でございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

農業委員会のほうにはそういう基準みたいなものはないということでございますけど、近隣の住民の方の御意見が農業委員会のほうにも反映されるように、農地利用最適化推進委員さんや農業委員さんのほうにも十分そういう声を届けていただきたいなというふうに思います。

先ほど井堰の件が出ましたので、井堰についてですけど、渡邊前町長も井堰の統廃合については何度も言われていたと思うんですけど、現在、町内に井堰がすごく多いように思いますけど、大体何件ぐらいあるのでしょうか。そのうち、農業用水確保のために使われている井堰はどのくらいでしょうか。井堰があるために、先ほど建設課長も言われましたけど、やっぱり水位が上がって越流するという実態が多数あると思うんですけど、件数についてはどうですか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

現在、町内の県営河川にあります井堰の数につきましては、広川が31、長延川が11、高間川が4の計46の井堰がございます。こちらはほぼ全てが農業用水の取水堰として利用されておところが現状でございます。ただ、中には、どうしても農地が少なくなって、水利権者が少ないということで、通年にわたってさぶたと呼ばれます板がずっとはまったままと。それによって、どうしても土砂が堆積して河床の高さが上がるというような箇所が多々見受けられる状況でございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

今後、水利権者の方の了解が取れたり、そこの井堰を外しても農業用水が確保できるというような状況については、統廃合をするというお考えで進められますか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

河川の水位上昇の要因となっております井堰につきましては、連絡水路を設けることによって廃止できる井堰がございます。長延川にあつては、役場周辺を現在着手しておりますし、先ほど建設課長のほうからありましたように、県営河川の広川にあつても、本来でした



ら井堰の管理者であります町のほうが行うべき事業ですけれども、今回の災害を踏まえ、河川管理者であります八女県土整備事務所のほうに今動いていただいております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

水害防止対策で一番多かったのは先ほど申しました河川改修なんですけど、2番目に多かったのがダム管理についての要望というか、お声がたくさんアンケートの中でございました。

今回、水害時の情報がいろいろあって混乱しているように思います。4か月たった今でも様々な情報が流れて混乱しています。放流されたのか、ダムが越流したのか、どのような仕組みになっているのか、また、大雨が予想されるときにどんな管理をしているのかというふうな御意見なんですけど、この点についてはどうですか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

まず、今回の7月10日に関するダムの対応のほうについて御説明いたしますけれども、前日の9日に貯水容量の確保のために事前放流を行い、最低水位に近いくらいまで水位を下げたところなんです。通常の大雨時のダム操作については、ダムの水位や県営河川広川の智徳橋、あちらのほうのデータを見たり、下流域の氾濫状況を見ながらバルブによる調整を行っております。ただ、今回の10日に降った大雨については、下流河川の溢水や洪水被害が早期に発生していたことからダムを放流することは行わず、ダムにためるといような判断をしております。しかし、大量の流入によりダムの最大貯水量を超え、越流堤と呼ばれる洪水吐きより自然越流となっております。

住民周知についてですけれども、危険放流や自然越水など、下流域に危害が生ずるおそれがある際は警報局のサイレンや警報車による周知を行うことになっておりますけれども、今回の大雨については、耳納山系、あちらのほうの大雨の影響もあり、広川の河川水位の上昇が異常に早かったことや、我々の情報収集、災害対策本部との連絡調整等が煩雑だったこともあり、ダム設備警報局による住民周知のほうができず、町のエリアメール、情報配信サービス、LINE、またdボタンのみの発信となっております。

今後、この経験を踏まえて、大雨警報発令時、異常警報の発令時についてはダムに詰めます配備要員の増員を行い、警報局のサイレン吹鳴、また町の防災行政無線、全ての情報伝達手段を用いて住民周知に努めたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

ありがとうございました。

住民の方にとっては、放流しても越流でも一気に増水するというのは同じ状況なので、放流を行うときにサイレンを鳴らしていただければ車も移動できたのにか、避難所にも避難

できたのという声がありました。今、課長のほうから御答弁いただきましたけれども、ぜひ対応していただきたいなと思います。

防災ダム操作規程には、サイレン及び警報車の拡声機により一般に周知を行うとありますし、ハザードマップにも、広川ダムにも限界があり、決して強制的に放流したり決壊したわけではなくて、このような状況になった場合には防災行政無線放送やメールなどでお知らせしますので、お住まいの方は避難してくださいというふうに提示がしてあります。やっぱりメールとか、そういうのは登録者の方も少なく、なかなか情報が行き届きませんが、サイレンは多分大雨のときでも聞こえますので、そういう対応を今後は抜かりなくやっていただきたいなというふうに思います。

あと、川にも土砂がいつぱいたまっているように、ダム底にも相当な土砂がたまっているのではないかと思います。広川ダムの貯水量は100万トンと言われますけれども、今、貯水量はどのくらいでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

広川ダムの総貯水量につきましては99万トンになります。ダム湖内に取水塔、入水口がありますけれども、そちらから下が19万トンございます。こちらがいわゆる死に水と言われるもので、通常、その水位は触ることができません。ですので、99引く19で80万トンの水が通常操作できるというような考え方になります。先ほど御説明しましたが、前日の9日には19万トンぐらいまで、ぎりぎりまで落とすとったところですよ。

あと、何やったですかね。（「土砂のたまとる」と呼ぶ者あり）ああ、それと土砂ですね。

土砂についてですけども、その入水口から下にたまっている土砂は実際ありますけれども、80万トンの水の量には影響はしてきませんので……（発言する者あり）入水口より下の泥になりますので、その泥についてはそのまま、現状のままにしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

下にたまっているのが80万トンの貯水量には影響をしていないということですので、貯水量を上げる対策とか、そういうものも今のところ必要ないということですね。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

この災害を踏まえまして、農政局から災害視察のほうに来ていただいた際に、地元選出の国会議員さんを通じて根本的なダムの改修の検討をお願いしたいということで相談はしております。具体的にしゅんせつですね。今、ダムのしゅんせつをしたところでどれぐらい容量が大きくなるのか、それよりもまだ抜本的にダムの貯水量を、ためるような方法はないのかの検討をお願いしますということで、現在お願いをしておるところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

では、これもまたどのような結果になったのか、お聞きをしたいと思います。

あと、ため池についてなんですけれども、ため池は水害時に限らず、安全面で考えても適切な管理が必要なんですけれども、どのような状況でしょうか。

ほかにもいろいろ大変なため池もあったのかもしれませんが、すみません、太田の久保池では、ふだんから土手から水が出ていることがあります。もちろん7月の豪雨の折には吹き出る量も物すごく多かったですし、吹き出る箇所も増えて、消防団や消防署の方が検討された結果、いつ決壊してもおかしくない状態であるというふうに判断されて、近隣住民には避難していただくようにと消防団の方が回っていただきました。何とか決壊せずに持ちこたえましたけれども、漏水しているような状態というのでは、久保池は本当に危険な状態なのではないかなと思います。久保池に限らず、ため池はどのような管理とか、このような危険な状況についてどんな対策を考えていますか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（山下誠紀）**

現在、町内のほうにはため池は54ございます。そのうち、決壊した際に下流の住宅や公共施設に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池、こちらは54のうち37の池が指定されております。

ため池管理については、多くのため池が農業用水として利用されており、地元の水利組合のほうで管理をいただいております。幾つかのため池については、以前は農業用として水利組合により管理されておりましたが、現在は水田の宅地化や農家の減少により農業用として使われなくなり、行政区により管理いただいているため池が6池あるのが現状でございます。こちらの防災重点農業用ため池37のうちに、現在、町のほうで耐震調査と劣化調査が終わっておるのが27池あるところです。

江藤議員御指摘の太田の久保池ですけれども、町のほうでもこれまで数回、現地に行きまして、水利組合の役員さんと立会いをしまして、使わない際にはなるべく水位を下げてください、低水管理をお願いしますということで、区長さんも踏まえて立会いをして、お願いをしているところでございます。もちろん、通常ブロック積みの隙間から漏水しておるのも確認をしておりますし、改修の方法としましては全面的な改修が必要になってくるとは思いますけれども、そちらについても多額の莫大な費用と負担金も発生してくることから、できることからということで、使わないときには低水管理、水位を下げてくださいということが現実的だということで御説明しておるところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

久保池については、近隣住民の方の書面も添えて要望も出されています。なかなか一気にできないというのは分かりますけれども、ぜひ水利組合の方とかとも、それとか行政区長さ

んとも連絡を取りながら対応していただきたいと思います。本当に近隣の方は不安を覚えてあります。

別件ですけど、今回、激甚災害に指定されましたけれども、激甚災害に指定されると、およそどの程度国とか県からの復旧予算というか、補助が出るのでしょうか。そこら辺は分かりますか。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

例えばですけれども、農業用土木施設のほうにつきましては、通常3分の2、66%の補助ですけれども、激甚指定によって90%を超える補助率になります。

以上です。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それと、起債事業につきましては、激甚災害に指定されますと、災害復旧事業のうち小災害債という起債を借りることができます。こちらを借りますと、通常の単独災害復旧事業よりも交付税がつくというような制度になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

本当にアンケートの中には水害対策に対する要望がすごく多くて、何点かまとめて御質問をしたいと思います。

まず、情報周知についてですけれども、やはり防災ラジオは無理にしても、防災無線の活用を求める意見が多数ありました。ふだんから防災無線が聞こえないと、上広川でも下広川でもそういう声があります。こんな災害の折には、特に道路の通行止めなど早めの情報が欲しいとか、家の前がつかってしまって欠勤になってしまったとか、そういうふうな意見もあります。現在、情報周知についてどのような課題を認識してあるかというのが1点。

それから、避難所ですけど、これは9月議会の折にも委員長のほうから質問をしていただいたと思うんですが、避難の仕方について、台風とかいろんな状況によって違うと思うんですけれども、毛布とか食料とかを持って避難してくださいというふうな情報周知に今回もなっていなかったかなと思うんですが、まずは命、例えば、持病の薬だけでも持って逃げるというふうなことが優先されるのではないかと思います。避難の仕方の周知について、今後どのように考えてあるかというのと、3点目、浄化槽やくみ取り便槽に雨水とか泥水が入っているところがあると思います。何件ぐらいありましたでしょうか。それに対する支援は検討されましたでしょうか、お願いします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

まず、無線の活用、情報周知の部分になります。

やはり無線が聞こえないというような地域というのはございます。そのための補完として、町のほうではLINEとか情報配信サービス、音声やファクスでの避難情報の提供などを行っております。

ただ、今回、6種類程度の情報機器を使って発信をしておりますので、それぞれの周知のタイミングというのはやはりずれてくると思っております。ただ、雨で防災無線等が聞こえないとか、そういう情報とかも入ってきますので、まずは住民の方にはLINE、もしくは情報配信サービス、こちらのほうに登録をしていただければと思っております。

また、それ以上に今回の災害では自主防災組織、人から人へ避難の呼びかけというのがかなり大きかったという情報も受けておりますので、そういう人と人のつながり、こういったものを重点的に行って、自主防災組織のほうから呼びかけを行っていただけて避難をしていただく、そういった体制というのを今後つくり上げていきたいと考えております。

あと、避難所の関係ですけど、現在、広川町では小・中学校等に指定避難所というのを設けております。ただ、そちらのほうには非常食というものは設けておりませんが、万が一、避難指示等の発令を出した場合は、町が保管しております非常食や毛布、そちらのほうを避難所に持って行って対応をする流れとして考えておりますので、緊急に避難をされる場合は持病の薬だけを持って避難所のほうに来ていただければと思います。その後の対応というのは町のほうが責任を持って対応しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

環境課長。

**○環境課長（小松朋雄）**

先ほど合併浄化槽への泥水の流入、あるいは雨水の逆流等の被害につきましては、罹災証明を出される方が35件出ております。ただ、この逆流、あるいは泥水が入ったものに対しての費用というのは、その35件、あるいはほかの方についても発生しておりません。実は、年間契約で広川衛生社と契約しておりますので、その中での対応というふうに伺っております。

また、その他、いろんな補助とかはないかという質問でございますが、環境課としてはありません。ただし、見舞金、弔慰金といって、罹災された方には配付されたと思います。それプラスに、今後、全協のほうで福祉課が提案されると思いますが、義援金というものが考えられるということでございますので、そういった方に対しての費用等が発生した場合はそこで対応していただきたいというふうに環境課としては思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

では、LINEとかの登録を推進すること、それから避難の指示の仕方などについては今後ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。

今、自主防災組織というのを進めているというお話を先ほどからお伺いしておりますけれども、やはり町民の方と一体になって災害を防ぐという点を考えますと、先ほど言いましたように、ダムのことについてもいろんな情報が流れたりして住民の方の不安があるので、まずは被害の状況とかその後の対策とか、そういうことを率直に住民の方に開示する、示して

いくというのも大変重要なことではないかなと思います。

9月の全員協議会の折に説明いただきました被害の状況については議会だよりに掲載しておりますけれども、自助、公助を進めるといふ点から考えますと、率直に町のほうも情報を開示していくというふうな検討も進めていただきたいと思います。

町が即時、例えば、税の減免とか、未舗装の道路に砂利をすぐに入れてくれて助かったとか、ボランティアの方にも本当に感謝していますというふうな御意見もいっぱい伺っております。町が一生懸命対応してくださっているということについても、私もそれなりに理解をして感謝しているつもりですけれども、もっともっと災害を住民と一緒に防いでいくという意味で、県とか国にもしっかりと要求をして、対策を講じて、一日も早い復旧・復興を進めていただくことをお願いしておきます。

次、基本的な財政計画についてですが、これもすみません、先ほど述べました、私どもが行ったアンケートでは、最近の暮らし向きについて、「どちらかというところ悪くなった」と「悪くなった」の回答が84%を超えました。理由はやはり物価高なんですね。あと、公共料金や税の負担の大きさものしかかっています。

国の政策、コストカット経済の政策で、本当に皆さん苦しんで生活苦があるのに、それに対して、じゃ、町政で何を望みますかというところでは、税や公共料金の軽減、国保税の引下げとともに、社会保障の充実などが上位に挙げられています。そのほか、子育てについては、やはり保育料や給食費の軽減、高齢者支援では、保険料、医療費の軽減の要望とともに、ふれあいタクシーとかの移動手段の充実、買物や生活支援の要望などが多くありました。文化面の要望、文化的な対策、椅子を出さなくてもいいようなホールが欲しいとか、農業を振興するような対策が欲しいとか、通学路の安全とかですね、本当に町民の方の要望は多岐にわたっています。ですけれども、町長も求めてあるのは同じと思うんですけど、町民の方の願いは、広川町に住んでいてよかったと思えるような町政をと、若い人が広川町に期待できるような具体的な政策を提示してほしいとか、あと、町長の公約実現に対して、先送りしないで進めてほしいとかいうのがあります。今、何を優先すべきと考えるのか、積極的なそういう政策を求める意見がたくさんありました。

また、アンケートの中に、氷室町長に期待していますという記述もございました。町長の年間を通しての初めての予算編成ですので、先ほど丸山議員のほうからも言われていたけれども、氷室町長に対する期待は大変大きいと感じます。皆さんの希望、期待に応じて、積極的な政策を望みたいと思います。

起債残高とか基金について、公債費比率についてなどいただきましたけれども、町長の所信表明の折に、ふるさと納税を強化して収入拡大を図って子育て支援に最優先に投資するというふうに述べられていたと思うのですが、ふるさと納税についてはどのような状況でしょうか。

#### ○議長（野村泰也）

企画課長。

#### ○企画課長（井上新五）

現在の収入状況でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

現在は56,709千円をふるさと納税ということにいただいております。これを増やしていこうというふうに考えておるところなんですけど、今計画している中では、こちらを支援する

ポータルサイトを新たなところに切替えをしようかというふうな形で現在考えているところ  
です。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

ふるさと納税が伸びていくといいなと思いますけれども、以前にも言ったことがございま  
すが、基金については現状を維持したいというふうな町長の答弁でしたけれども、基金の活  
用についてはぜひ考えていただきたいなというふうに思います。ため込んでいても何の活用  
にもならない、効用にもならないので、ぜひそのところは考えていただきたいなと思いま  
す。

税の役割というのは、私は暮らしを守って格差を是正することだというふうに考えます。  
また、社会保障を充実させることが財政を圧迫するという、そんな考え方がございませ  
けれども、社会保障を充実させることは経済を発展させることにつながるという考えを持っ  
ています。社会保障が充実すれば、購買力も上がって財政を好転させるということになるの  
ではないでしょうか。また、社会保障が充実している町には人が集まって財源も増えてい  
く。つまり、社会保障を充実させることは経済を好転させるという発想を持って、社会保  
障、住民福利向上に取り組んでいただけたらなという考えを持っております。

どの世代も暮らしやすく、未来に希望が持てる地域の実現というふうに所信表明で町長は  
述べられております。さきのアンケートの中にもありましたように、近隣の市町村がこうだ  
からこういうふうにしますとかいうふうな答弁というか、考え方をよく聞くけれども、何の  
根拠にもならないと、広川町ならではの積極的な政策というのが求められているのではない  
かなと思います。氷室町長の年間を通しての斯道が今から始まるというふうに私は思っ  
ております。水害対策とともに、福利向上などの対策、公約実現に向けての対策、積極  
的な政策を求めて、質問を終わります。よろしくをお願いします。

**○議長（野村泰也）**

次に、9番池尻浩一君の登壇を求めます。

時間の関係で、質問まででお願いします。

**○9番（池尻浩一）**

皆さんこんにちは。9番池尻です。議員の改選に伴い11月の定例議会となりましたが、こ  
の時期、周囲は紅葉を迎えております。カエデの花言葉は美しい変化というそうです。某  
プロ野球チームの新監督も美しさが足りないと発言しておりましたが、私も美しいまちづくり  
であってほしいと望みますので、一般質問も美しい変化につながるように努めていき  
たいと思います。

では、本題に入らせていただきます。通告どおり、事項、要旨に従って質問させていただきます。

まず、広川町におけるGIGAスクール構想の今後についてです。

もともとGIGAスクール構想は、まず1つ、高速ネットワーク環境の整備として、校内  
LANを校内どこでも使えるようにする。もう一つ、1人1台のパソコンの導入、これが当  
初の取組であり、そこからICTを活用した学習活動の充実、情報活用能力の育成といった

ものからプログラミング教育の必修となり、これが学習指導要領に明記されております。そして、ICT活用については、導入して終わりとなるようなことはなく、自治体による活用計画やフォローアップなど、継続的に改善を続けていくように指導されております。さらには、この取組が教員の働き方改革につながるように進めていくということを広川町でも説明が行われ、実施されてきております。国の求める第1期、5年間の後、広川町ではどのように進めていくのか、お尋ねします。

さらに、広川町では他地区に遅れることなくこの事業が進められてきました。タブレット導入も行き渡っております。先ほども申し上げたとおり、導入して終わりとなることなく、自治体による活動計画というものがどのように広げられるのか。コロナ禍で実験的なタブレットの家庭への持込み、それに伴う家庭のネット環境の確認と同時にアンケート等も既に行っております。これにより長期休暇などにおける家庭でのタブレット活用も進むものと考えておりましたが、今年の夏休みにおいて持ち帰ってくることはありませんでした。ほかの家庭に何うと、めいっ子は持って帰ってきた、孫は持ってきていたといった話は全て他地区からのこと。広川町においては、この長期休暇、1か月のチャンスをなぜ生かさなかったのか、どのような環境であったのか、お尋ねします。

次に、職員の職務時間の状況についてです。

7月の豪雨災害時は職員総出の対応に本当に感謝申し上げます。そのような中、職員方々の疲労等を心配する声が多く出ました。執行部、また担当部署においては自宅でゆっくりする間もなく、休日返上で対応に追われておりました。さらに、職員の中には土日のボランティアにも積極的に参加されている方もたくさんいらっしゃいました。ふだんの仕事よりやりがいがありますよ、充実感がありますよといった声も職員の方からはありましたが、働き方改革の中、勤務時間等については厳しく言われております。災害時のような特別なときは別として、平常時の勤務時間、休日、休暇の消化、残業時間などを適正な範囲で守られているか、また勤務時間を超える状況をつくる要因は何か、その一つといえる事業内容の改善は進められているのか、事務事業評価などで定期的に内容は伝えられておりますが、あくまでもこれは一部であり、その他いろんな部署において適正な業務量と職員数であるかどうか、私たちはつかみにくいところでもあります。

総合計画の中にも、行財政改革の推進において、職員の定数管理及び業務の効率化に努めるとともに、住民サービス向上のための事務改善を実施するとあり、また、限られた財源を効率的に活用するために経費全般について徹底的な見直しを行い、節減合理化を図りますとあります。これが具体的にどのように進められているのか。国、県においても毎年のように新規事業をとはいかなくても、内容変更等を追加してその対応に疲弊しているというのが地方自治体の現状かと思われれます。その最たるものが教職員なのかもしれませんけれども、役場内の状況、現状というものを伺います。

最後に、以前、多く見られていた精神的理由による休職者が退職届、いわゆるメンタル病休者の状況というのはいかなるようか。臨床心理士の配置やストレスチェックなどで早期確認や対応、そういった内容も、対人関係や業務内容、本人の性格等といった報告もありましたが、現状どのようか、お尋ねします。

以上、質問席にて答弁をいただきたいと思っております。

以上で登壇での質問を終わらせていただきます。



○議長（野村泰也）

質問が終わったところで、暫時休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。  
教育長。

○教育長（富山拓二郎）

池尻議員の御質問にお答えいたします。

国が打ち出したGIGAスクール構想に基づき、広川町では令和2年度に1人1台端末の配付と校内無線LANの設置を、令和3年度から4年度にかけて普通教室と特別教室に電子黒板の配置をそれぞれ終え、学校におけるハード面については、端末の更新など今後の課題はあるものの、当面の整備は完了したと認識しております。

さて、広川町におけるICT教育は、教員と児童・生徒に、まずはタブレットに慣れることに重きを置いて令和3年度にスタートしました。ICT支援員による教材作成や端末操作等の支援、また、学校ごとに実施している職員研修などに注力した、いわゆる導入期を経て、現在はタブレットや電子黒板を使用した授業が活発に行われるようになったところです。

今後はICTの活用期へと移っていきます。これまでの教育実践を基盤とした堅実なICT活用と、これまでにはない新たなICT活用を組み合わせ実践していく必要があります。家庭へのタブレットの持ち帰りについても、導入期中は授業での活用の特化した取組や研修を優先したこともあって積極的には行ってきませんでしたが、今後は各学校と連携し、持ち帰ることによる効果の検証や課題の洗い出しなどを改めて行った上で取り組んでいきたい考えでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

私からは役場職員の勤務状況等についての御質問に対してお答えをいたします。

繰り返しになりますが、7月10日未明から降り始めた記録的大雨は河川沿いを中心に甚大な被害をもたらし、職員はそれぞれの役割を果たすべく、昼夜、休日を問わず勤務する必要が生じました。

未曾有の災害であったために、通常業務に加えて災害に係る様々な業務を行う必要がありますし、一部の職員は現在も時間外勤務や休日勤務が続いております。災害対応に当たっては、一部の職員だけに過重な勤務が偏らないよう管理職を中心に指導を行ったほか、優先度の低い通常業務は中止や延期するなどの配慮を行ってまいりましたが、反省すべき点もございますので、きちんと検証する必要があると考えております。災害が発生するなどの特殊な事態が発生した場合は、それらに優先して取り組むことが町職員としての使命であると認識はしておりますけれども、一方で、率先して仕事と家庭を両立させ、ワーク・ライフ・バランスを保っていけるような職場にしていくことも非常に重要であるというふうに考えております。

また、御質問いただいた事務事業の統合改善につきましては、これからの行財政運営にお

いて避けては通れない課題であるというふうに考えておりますけれども、複雑化、高度化する事務に対応しながらワーク・ライフ・バランスを確保しつつ、事務事業の統合改善点に自ら気づき、進んで行動できるようになるためには職員のレベルアップが必要不可欠でございます。災害対応も少しずつ落ち着いてまいりましたので、今後、人材育成面に力を入れてまいります。

最後に、メンタル不調による休職者の状況でございますが、現在、病気による休職者が2名おまして、そのうち1名がストレスに起因しているのではないかと考えております。メンタルが不調に陥る要因は様々ありますが、人間関係を含む職場環境に起因するものについては、職員に寄り添いながら改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

先ほどGIGAスクールのほうから答弁いただきましたけれども、いろんな準備段階とか職員及びICT、特に職員に関する部分等で時間を要したということもありましたけれども、ほかに実際のところ遅れは何が問題かということですね。コロナ禍のタイミングもありまして、最初の質問にも出しましたけれども、いろんな家庭内の状況のアンケートや、その状況がそろっていたと。それで、職員研修も行ったということですが、ほかの地域で——全国的にそういう状況であったならともかく、広川がタブレットの持ち帰りという点で遅れたというのはそれだけの理由でしょうか。ほかにも起因する部分がなければ、ちょっと広川の対応が単純に遅かったのではないかという感覚もありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課参事。

**○教育委員会事務局子ども課参事（船津 涼）**

タブレットの持ち帰りについてなんですけれども、先日、福岡県のGIGAスクール推進協議会というのがありまして、その中で、県内の他市町村に照会事項を提案できる機会がございましたので、他の市町村に日常的な持ち帰りを行っているかどうかの照会を行いました。すると、回答のあった51の市町村のうち、日常的な持ち帰りを行っていると答えた市町村が27で約半数ということで、広川町も慎重に持ち帰りについて検討してきた結果、そんなに遅れているという認識はございません。

また、日常的な持ち帰りの中で、効果的な活用方法があればお聞かせくださいという中で、中学校での動画を視聴することによる予習であったり、ドリルを家庭学習の代わりに用いているようなことがあって、特に目新しいというか、効果的に活用できているというところは少なく、検討中という市町村も多くありましたという現状でございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

日常的に半数と。逆に、遅れている半数のほうに広川町があるという考えももちろんでき

るのではないかなと思っております。

あと、これは日常的にということで、今回、私のほうから質問させていただいているのは、やっぱり長期休暇による活用ですね。特にその部分を日常的と当てはめているのか、長期休暇の利用として、そういったものに本来、今後のG I G Aスクール構想の中での在り方というものを早く導入していただいていたのではないかなと思っております。

以前、広報ひろかわのほうにおいても、社会は物すごいスピード変革しておりますと。時代のニーズに合った柔軟性を幼少期に確立させるためにも、ICT教育をスピーディーに進めていく必要があると、当時の校長先生のほうからこういった意見もあります。それに、もし来年度から取り組むとしても、県内の半数以上のところがもう取り組んでいるのに広川町は取り組んでいない。1年遅れ。スピーディーに来年度取り組むとしても、それをやっていないということを疑問に思わないんですか。私はいつも教育関係の質問を行うたびに、1年遅れたらその学年の子はもう1年取り戻せない可能性もあるんですよと、そういうことを常々言っております。特に学校教育に関しては、1年の遅れというものをそこまで感じなくていいんでしょうか。それはどう考えていらっしゃいますか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

議員御指摘のとおり、家庭への持ち帰りにつきましては、さきに教育長が答弁したとおり、導入期ですね、学校の授業での活用、そして教職員への研修に重きを置いた取組を行ってきた結果、家庭への持ち帰りが少し不十分だったというようなところがございます。そこは正直に認めざるを得ないかなというところで、あわせて教育長も申しましたとおり、今後は導入期を経て活用期という形で、来年度以降は学校とも連携して持ち帰りを積極的に行っていきたいという思いでございます。

先ほど参事が申しましたとおり、広川町としては決して遅れているといった認識ではなく、慎重に検証をしてきた結果といったところで御認識いただければというふうに思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

その研修の具体的な内容も伺いたいんですけれども、何より、以前、全協や委員会等で、なぜ持ち帰って取り組まなかったのですかという私の質問に対し、そのときは、これはG I G Aスクール構想には入っておりませんので、いろんな問題も行った上でということでした。具体的にG I G Aスクール構想や今後の内容、具体性をもう少し説明してもらいたいんですけど、その辺をお願いします。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

委員会等で構想に入っていないといったような回答があったかもしれませんが、決してそういったことではなくて、授業での活用に特化した取組や研修に重きを置いたICT

教育を推進していたということがまずございまして、決して持ち帰りを構想から外していたといったようなことではございません。現に先ほど議員からもおっしゃっていただいたように、各家庭にW i - F i 環境に関するアンケート等も取らせていただいております。こういったのも近い将来の持ち帰りを想定したアンケートでございました。

また、昨年度あたりからは、各学校において学級閉鎖などの事態が生じた際には、各学校も積極的に持ち帰りをしておりますので、今後、通常時での持ち帰りも各学校と一緒に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

最初の答弁の中に職員研修等というのもありましたけれども、職員研修、職員の活用能力については十分にできていると判断した上で、来年度からの持ち帰り等の構想にも使えるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

子ども課参事。

○教育委員会事務局子ども課参事（船津 涼）

職員の活用能力ということなんですけれども、下広川小学校をICT推進校としてICT中核教員の研修というのを年に4回行っております。その中で、各校の実践などを持ち寄って、それを担当の教員が各校に持ち帰ってまたそれを実践していくということの繰り返しですが、正直に申し上げますと、年齢とかもございまして、教員の中でも皆同じように使いこなせるという状況ではございませんが、最近の報告でありますと、昨年度、一昨年度に比べて、授業での活用というのは年々伸びている状況でございますので、教員のICTの活用能力というのも向上している。十分であるかどうかはやってみながら、実際にしたところで職員が身につけていく部分というのもあると思いますので、それからまた足りない部分には教育委員会として支援、指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

県内27で取組が既に行われて、うちの町が行われていないということに、今の説明でもどうしても腑に落ちないところが多いです、正直に言って。うちの町が準備期間とかその取組に対して今までかかったということは、それは具体性を示していただきたいんですけども、1年遅れるという状況をそんなに軽く考えたらいいということとは絶対ないと思います。もし自分のお子さんとかお孫さんたちがいる中で、同じ学年でほかのクラスは取り組んでいる、うちの子供のクラスだけまだいろんな準備期間で遅れているというような状況が発生したときに皆さんは何も思わないんですか。小学校や中学校の中で、ほかの同学年のクラスはやっているのに自分の子供のクラスだけがそれに取り組んでいないといったら、やっぱり何かしら、いやいや、どういうことですかと、ほかのところできているのに、何でうちのところだけできていないんですかというような意見は絶対持ち得ることだと思っております。

す。これがただ大きくなっただけで、県内の半分はできているのに、そのできていないところにうちの町が入っていると。要するに、うちの子供たちが、町の宝である子供たちが1年遅れてしまったと。それを受ける機会を、タイミングを逃してしまった子供たちがいるということに対して疑問を持っているんですよ。それができなかったということに自分たちは問題を抱えているわけで、それをうちの町が準備できていません、もっと慎重な準備段階がうちは必要だと、そこは何かということをお尋ねしたいです。

**○議長（野村泰也）**

子ども課参事。

**○教育委員会事務局子ども課参事（船津 涼）**

ちょっと説明が不足していたかもしれませんが、本町の児童・生徒のICTの現在の活用能力という部分なんですけれども、低学年は見れていないんですが、1人1台持っていますので、ICTを活用する授業があるときには、休み時間にも充電庫から自分の端末を取り出して、それに電源を入れ、既に準備を終わらせています。10年ほど前のパソコン室などを使った授業においては、その時点でやり方が分からない児童・生徒なども数名いたと思うんですけれども、ほぼほぼ自分で起動画面までいって、指導者の指示に従ってその画面までいくことができます。何件か見たんですけれども、電波関係で接続が悪くてもう一回再起動しなくちゃいけないという児童が35人中1名か2名ぐらいいた中で、学校の中で児童・生徒の活用能力というのは育成できていると考えます。持ち帰りという部分なので、家でそれをわざわざ育成する必要はなく、学校の中で十分に満たすことができていると考えております。

ただ、家の中でオンラインでという体験は、これからやはり児童・生徒が使いこなして、自分のものとして、より文房具としていくために、今後、積極的な持ち帰りの推進を行い、そういう部分でも活用させていきたいと考えております。

活用能力については、そんなに遅れているという認識はございません。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

あくまでも目に見える範囲でそういうところかと思えますし、今の説明ではですね。1年生同士の比較とか2年生同士の比較なら、それでもある程度構わないかもしれませんが。何よりGIGAスクール構想の内容として、一人も取り残さない取組というものもあります。これはクラスでとか町単位でじゃなく、国が示しているものですから、やっぱり国全体のものが一人も取り残さない。その中で地域的に遅れるとか、先ほどの説明の中にもかなり基本的なレベルでの説明だと思います。で、できるようになっていますと。でも、子供たちが夏休み中、フルにタブレットに触れてみたらどれだけ伸びるかかどうかというのは、多分自分たちの子供さんとか孫の状況を見て、物すごく分かるはずだと思います。それに、この1か月のチャンスを逃したと。特に苦手な子もいるでしょうし、できる子もいるでしょう。そういった子を伸ばすために夏休みとか長期休みとかでその部分に対応させるというのは教育の基本的なものじゃなかったんでしょうか。そういうところを指摘しておりますし、タブレットに関するもう一段階、たとえ1年生、2年生の低学年レベルでも、本当に夏休み期間中たっぷり、親も一緒になってとか、親が子供の教育状況を見られるという点もタブレットは大きいですし、離れた期間中でも教職員がその伸び方をチェックできるということがGIGAスクール構

想であり、こういったタブレット教育の最たるところだと思っているんですよ。

そこを活用し切れなかった。1年遅らせてしまったということのをどれだけ重きを置いて思っていらっしゃるのか。本当に子供の成長の伸び率、ああいうものを考えた上で、今回、ああ、逃してしまったという感覚があるのかどうかということを探ねたときに、やっぱり今までの答弁の中では、それはちょっと物足りない内容であると感じております。

今後、何より来年度からそういった内容を進めていきたいということも最初のほうの答弁でもいただいておりますし、そういう取組になっていただけねばいけないと思っております。

さらに、これをやらなかったのは、あくまでもこれは学校判断内のことでしょうか。子ども課としても、そういったいろんな問題をまだ推し進められなかったという考えの下で、5年度の活動の内容になったのか、そこをお尋ねします。

**○議長（野村泰也）**

子ども課参事。

**○教育委員会事務局子ども課参事（船津 涼）**

昨年、令和4年度の6月に学校への通知として、持ち帰りの判断は学校で行うことができると。そして、Wi-Fi環境のない家庭に対しては、学校のWi-Fi環境を利用するなどすることができる。それを基に各学校で判断をしておるのですが、持ち帰らせてまで効果的にやらせたいことがその時点でなかったということかなと考えております。

先ほど言いました他市町村の中にも、果たして本当に1台持ち帰らせて効果的なことできているのかというところで、最初はどんどん持ち帰らせていたけれども、控えてくるような市町村もあっております。その話を聞いたことがあります。基本的には、学校の判断で持ち帰りなんです、教育委員会としても持ち帰りを推進するような手だてを打ってきかなかったということは事実だと思います。

今後、より効果的な持ち帰りの事例などを紹介しながら、1人1台端末の持ち帰りについては推進していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

あくまでもまだ町は持ち帰りを取り組んでいないわけですから、来年度から積極的にその内容も進めていただきたいとは思いますが。それによる実証実験といった言葉的に悪いですけども、そういった内容も確認していただいた上でしていただきたいと思っております。自分自身も含め、周りの保護者から見て、やはり子供たちにタブレットを扱わせているというのは非常に内容的にはありがたいことです。学校教材会社とかのインターネットを活用したタブレット学習は、これは物すごく進んでおります。今どきまだ夏休みの友とかペーパーで持ってくることに逆に疑問を感じるどころであり、GIGAスクール構想からまだ的外れだなどという感じもあります。

ペーパーの教材とかも各家庭で購入したり、学校側が出される内容を見ても、やはりタブレットで進められる学校教材会社の内容にはほど遠く、タブレットのほうのはるかに上を進んでいると思っております。自分の内容の上にも進むこともできますし、何より所得による学力の格差というのも社会的に言われていますけれども、塾に行ったらいろいろありますけど、1

教科10千円近くするところがほとんどです。マンツーマン塾なんかは余計にそういうところでしょう。ただ、タブレットを使った学習になると、3教科、4教科まとめてでも3千円、5千円でできる範囲のところがあります。内容的には物すごくいいです。

学校側が使うに当たり、そういった選定はまだこちら側からどうこう言うこともありませんけれども、最終的にはそういった目標も掲げているわけですから、やっぱり遅れてしまったということに関しては、十分な考えと早期の取組を求めるところであります。学校側と教育委員会が、できればそういった指導も積極的に早めに学校側に進めていただくように、本来進めていくべきだったんじゃないかなという感覚も持ち合わせておりますし、自分たち、先日から社会教育委員のほうに研修に立て続けに何度も行きましたけれども、どうしても学校側の壁というものが高過ぎて内容が見えてこない。どうしてもできるのは学校教育係であり、教育委員会しかないと思っております。それを取りまとめている部署が、やはり学校側の裁量権であるといっても、積極的にそういった指導をしていただくのはごくごく当然じゃないかと。そういったところにも力を入れて、何より子供たちのため最善が一番、全面的に置いて取り組んでいただきたいと思っております。

では、来年度からのGIGAスクール構想、タブレットの活用についても、しっかりと見させていただいた上で、GIGAスクール構想についての質問を終わらせていただきます。

次に、職員の職務状況ですけれども、災害時の内容については、本当に前向きに皆さん取り組んでいただきましたし、自分も一緒にボランティアに参加している中で、本当に充実感がありましたと、人にお礼を言うていただくのがうれしいと、感謝されるのがうれしいといった言葉も物すごく出ておりました。それに関しては、逆に、役所内の仕事で何かストレスもたまっているのではないかなというところと、達成感を得られないという状況もありますよといった言葉の裏返しでもあるのではないかなと思っておりました。

先ほどの答弁の中には災害時を中心に御説明いただきましたけれども、平常時、どの程度の業務過多とかがあっているのでしょうか。いろんな時期的とか入ってきたときは別として、平常時の内容、状況について簡単に御説明いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（鹿田 健）**

平常時の勤務状況の御説明、非常に難しいところではありますが、日常の業務につきましては8時半から17時15分を基本として、時間外が必要な場合は、管理職等の命令によりまして時間外勤務をしているような状況でございます。

あと、休日等の勤務等が発生した場合には、原則的には振り替えてお休みをいただくような取扱いをしているところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

先ほどの答弁の中にも、やはりある程度のノルマといったらちょっとおかしいかもしれませんが、それをやっぱり業務時間内にこなさないと、レベルアップが必要である

とか、それに対する人材育成が必要であるということを答弁で先ほどいただきました。これを一般企業と比較した場合ですけれども、本来ならば、一般企業も一定のノルマをしていただかなければいけないと。それをこなさなければ、いろんな評価なり、悪ければ、査定上、お給料に影響するということがあります。そういった能力給というものがありますが、やはり公務員と一般企業の差というのはここが一番大きいかなとも感じております。

職員の能力というものを人事評価一発で決まるというものでなければ、明確なノルマが公務員の場合は発生するものでもないとは思いますが、ある程度の仕事量の処理能力の必要性というものは十分にあるとは思いますが、その点の評価というのはどんな形でされているのでしょうか。それは担当はできているとお思いでしょうか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

勤務状況の評価のお話だと思うんですが、職員それぞれ能力が違います。得意な分野も違います。その中で、私どもは人事評価を使いまして、通常の業務の処理能力、態度、そういったものを評価する部分と、あと、先ほど企業のノルマのお話でしたが、それに代わるものとして、改善点とか業務の目標を定めまして、それに向かって1年間取り組むというようなシステムの中で評価というのをやらせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

分かりました。

また、ノルマを達せない人というのは、ある程度自分に適さない職務というのがどうしてもあると思います。以前はいろんなこと、マルチに仕事を覚えていくのが公務員の形だと思うということでいろんな配置をされていましてけれども、これを適材適所というのが本来ならば一番効率がいい内容ではあると思っておりますが、その辺は今後の町の形として、今後も本来なら土木関係で私は入ったのにという方をいろんなところに配置してしまうのか、その適材適所を見て今後の人事異動とかにつなげていくのか、その辺、町の考えというのはいかなるものでしょうか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

適材適所の考え方でございますが、おっしゃるとおり、適材適所に配置して、その人の能力を最大限に発揮するというのが一番だと思います。数少ない職員の中でそういった適材適所を見極めながら配置していくことは当然やっていますが、それとは別に、やっぱり行政の範疇がかなり広いもので、1つのところである程度相談を受けるとか、そういったものも一方で必要かと思っております。専門的なものとゼネラル的なものが混在すればいいのかなというふうに思っておりますので、今後はそういった方針で進めていきたいなというふうには考えております。

以上です。



○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

やはり自分の不得手としている職務に強引に就かされるのもストレスの原因とも思われるし、効率の悪い仕事になってしまう可能性もあると思いますので、その辺は町全体、職員全体で配置していただきたいと思います。

先ほどやはり残業というのも、超過勤務時間というのもあると伺いましたけれども、これに関して、残業代というのももちろん発生しております、その時間は少なくするべきだということも議会の中でも何遍も何遍も出ております。残業代はどうしても状況を見てやってくださいというならともかく、できていないという方に対しても当然払わなきゃいけない内容かとも思っております。これに関してはどうしても無駄遣いという形は住民の中から当然意見があり、そんな中、教職員に関しては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で定められており、また、管理職に関しては管理職手当で残業代というものが基本的には発生しないという状況にあると思っております。

いろんな職員に今までも聞いた中で、課長になりたくないという理由の中に、要らん責任ばかりがつきまると、給与等の逆転現象もあると、こういったことも耳にしたこともあります。広川町においても、この管理職手当を超えるような各種手当、特に先ほど申しました残業手当が発生しているような状況にあるのか、これを伺ってよろしいですか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

管理職とそれ以外の給与の逆転現象につきましては、今回の災害時がいい例でございます、逆転現象は当然発生しています。また、日常の業務につきましても、業務が多忙な場合については、ちよくちよくそういった状況が発生しているものと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

これはやっぱり責任の重さや実際の勤務時間に関して、かなりいろいろと不満なり問題なりがあるのではないかと思います。この点に関して、町のほうで改善できるような対応、対策というものは実際にありますか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

具体的な対策等はございませんが、管理職も含めて、先ほどから申し上げますレベルアップをしながら、できる限り仕事と家庭を両立していく、時間外勤務を少なくする取組の必要性は感じているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

答弁の中にも人材育成というところもありましたけれども、特に必要な人材育成というのはある程度伸び切って伸びない人材なんですかね、それとも、若手からの人材育成と町は考えているのでしょうか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

人材育成についてはよく町長とお話をさせてもらっています。細かくいえばいろいろあるんですが、全体的にイメージとしては、1つの役職、レベルアップするようなイメージがないと、これからのいろんな課題とか事務の効率化とか、そういったものは進んでいかないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

個人的にというか、ほかの皆さんからも聞く中で、まず、人材育成といっても、本当に皆さんの能力、仕事内容がじかにどのくらいできているかというのはなかなか把握できておりません。住民の方が一番把握できるのは電話対応であり、庁舎に来てからの挨拶状況というのが、本当に人間的に住民サービスとしてこの職場ができているかというのが一番目につくところでもあります。当然一般企業からしても何にしても、挨拶ができていない、電話対応ができていないというところは、絶対的に基本的に仕事も能力的にも下がるものと思っております。この状況をどう考えているのか。

実際に基本的なことを――前も電話対応に関してはちょくちょく質問させてもらっていますし、指導はしております、研修もやっております。現実できていない。挨拶なんか、とてもじゃないけど、基本的には町の庁舎に足を入れる人というのは絶対的に何か用事があって来ている人だし、業者さんだと思うんですよ。その方たちにこちら側の住民サービスの職員さんたちが挨拶もできていないサービスの在り方というのを実際に町はどう受け取っているんでしょうか。そういう状況が全く目に入ってこないんですかね。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

ただいまの件は何度も議会のほうでも御指摘いただいております、私どもとしても、できていないということであれば非常に恥ずかしいなという思いでございます。

先ほどの話と同じように、きちっと自分たちが課の者に指揮、命令ができていない、そういったことが仕事の効率化にもつながって今の状況を表しているんじゃないかと思っておりますので、その点は十分反省しながら、住民の方の信頼を得るような仕事、御挨拶をやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

この辺は本当にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

質問させていただいた中に、事業内容の改善、内容の効率化を目指して取り組むことも時間の短縮につながるのではないかなど。複雑多様化した業務内容、重なる内容がどうしてもあってというのも間違いないところかとも思いますが、基本的な事業整理、内容の整理に関してはできているような答弁もいただきましたし、ただ、その内容によっては行政区長、分館長、民生児童委員さんとかに負担をかける部分も多い中、特に生涯教育においては、そういった類似する運動部、文化部の活動とか、その点が物すごく多いように感じられますが、事業整理、改善状況というのはいかがなものでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

生涯学習課長。

**○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）**

生涯学習のほうでは、本年度実施した事業の統合なり廃止、改善等につきましては、幾つか御紹介しますと、例えば、団体でいえば町民会議の事業縮小をして、地域学校協働本部のほうに事業を集約したりとか、あとは広川小でのイベントを廃止して、ジュニアリーダークラブの活動を充実させたりとか、そういった団体に関するような事務事業についても、単なる廃止ではなくて、代替事業を検討するなど、事務事業の効率化を図っているところです。また、それぞれの事業が統合、改善したことによってどのような効果があったのかというのは今後検証していきたいと思っています。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

本当に役場内の職場環境改善というのは、もちろん住民サービスの向上となり、町の力の向上となると思っています。引き続き執行部の皆さんには頑張っていただきたいと思います。

では、3期12年の一区切り、47回の機会を全て一般質問させていただきました。ずれた質問や迷惑もかけましたが、本当にお付き合いありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

**○議長（野村泰也）**

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時38分 散会